

調査対象及び調査事項

映像情報制作・配給業、音声情報制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業について

1. 調査対象

- (1) **映像情報制作・配給業の調査対象**は、主たる業務として映画、テレビ、ビデオ、CM、PR 映像、インターネット動画等といった映像作品の作成(制作、撮影、技術業務など)、配給、発売業務を行う企業である。

ただし、次のような業務を行う企業は調査の対象としていない。

- ① 小売用 DVD のプレスなど、他社から DVD・BD 等のディスク製造を受託する業務

※ただし、自社の映像情報をプレスし DVD・BD 等で発売する場合には、映像情報制作・配給業となる。

- ② レンタルビデオ、DVD・BD 等の小売を行う業務

- ③ 映画出演者あっせん業務、映画フィルム現像業務、タイトル書き業務、ポストプロダクション業務、貸スタジオ業務(映画撮影・録音用)、レコーディングスタジオ業務など

- (2) **音声情報制作業の調査対象**は、主たる業務としてレコード(音楽 CD、音楽テープなどのこと。)の企画・制作、レコード以外の音声情報(映画用、テレビ番組用、CM 用、ゲームミュージック、音声アナウンスなど)の企画・制作、ラジオ番組の制作を営む企業である。

ただし、次のような業務を行う企業は調査の対象としていない。

- ① 小売用 CD のプレスなど、他社から CD 等の製造を受託する業務

- ② CD の小売業務

- ③ レンタル CD を営む業務

- ④ ラジオ放送を行う業務

- ⑤ 演奏者(歌手、楽器奏者、オーケストラなど、歌・演奏を主業としているもの。ただし、事務所をかまえるなどして CD の発売や、BGM の提供を行っている場合は、本調査の対象となる。)

- (3) **映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業の調査対象**は、主たる業務として新聞、定期刊行物、テレビ、ラジオ等にニュースを供給する企業及びスタジオ業務、ポストプロダクション業、編集プロダクション等のその他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業を営む企業である。

ただし、次のような業務を行う企業は調査の対象としていない。

- ① 新聞社

- ② レンタル CD、レンタル DVD 業務を営む企業

- ③ ラジオ・テレビ放送を行う企業

2. 調査事項

- (1) **企業数**は、調査結果(令和 2 年 6 月 1 日現在)の母集団数である。
- (2) **経営組織別**は、法律の規定により法人格を認められて事業を営むもののうち、株式会社、有限会社、合同会社、合資会社及び合名会社は「**会社**」、前記以外のは「**会社以外の法人・団体**」(外国に本社、本店がある外国の会社を含む。)である。また、「**個人経営**」は個人で事業を営んでいるものである(個人による共同経営の場合を含む。)
- (3) **資本金額(又は出資金額)**は、令和 2 年 6 月 1 日現在で払込済みの資本金又は出資金の額。
- (4) **企業の事業形態**の区分は、以下のとおり。

〈音声情報制作業〉

- ①「**レコード制作業**」は、主としてレコード(音楽 CD などの音楽ソフト)の企画・制作を行う企業が該当する。
- ②「**音楽出版業務**」は、主として著作権の管理と開発などの音楽出版業務を行う企業が該当する。
- ③「**ラジオ番組制作業**」は、主としてラジオの番組や CM の企画・構成・制作を行う企業が該当する。
- ④「**その他**」は、CM やゲームの BGM など、上記①～③以外の音声情報制作業務を行う企業が該当する。
- (5) **従業者数**は、令和 2 年 6 月 1 日現在の数値。
- ①**従業者数**とは、企業に所属している者で、当該業務(映像情報制作・配給業務又は音声情報制作業務又は映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務をいう。)以外の業務の従業者及び別経営の企業へ出向・派遣している人又は下請けとして別経営の企業で働いている人(送出者)を含み、別経営の企業から出向・派遣されている人又は下請けとして別経営の企業からきて働いている人(受入者)を含まない。
- 雇用形態別項目区分は、以下のとおりである。
- ア「**個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者**」、「**有給役員**」、「**常用雇用者**」、「**臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)**」
- a「**個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者**」のうち、**個人業主(個人経営の事業主)**とは、個人経営の事業主(共同経営者を含む。)で、実際にこの企業の業務に従事している人。**無給の家族従業者**とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに企業の業務に常時従事している人。
- b「**有給役員**」とは、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で、報酬や給与の支払いを受けている人。
- c「**常用雇用者**」とは、「一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月以上の期間を定めて雇用されている人」で「令和 2 年 6 月 1 日現在も雇用されている人」をいい、「正社員・正職員としている人」、「正社員・正職員以外の人(パート・アルバイトなど)」に区分される。
- ・「**正社員・正職員としている人**」とは、常用雇用者のうち、「正社員・正職員」として処遇している人。一般的には、雇用契約期間に定めがなく(定年制を含む)、1 週間の所定労働時間で働いている人。
- ・「**正社員・正職員以外の人(パート・アルバイトなど)**」とは、「正社員・正職員としている人」以外で「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人。(契約社員も含む。)
- ・「**就業時間換算雇用者数**」とは、「正社員・正職員以外の人(パート・アルバイトなど)」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数。
- d「**臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)**」とは、常用雇用者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は、日々雇用されている人。
- イ「**総計のうち別経営の企業に派遣している人**」とは、企業の従業者(2. (5))のうち、別経営の企業に出向・派遣している人又は下請けとして別経営の企業で働いている人。
- ②「**総計のほかに別経営の企業から派遣されている人**」とは、当該企業に別経営の企業から出向・派遣されている人又は下請けとして別経営の企業からきて働いている人。
- (6) **事業従事者数**は、令和 2 年 6 月 1 日現在の数値。
- ① **事業従事者数**とは、企業の従業者(2. (5))から「別経営の企業に派遣している人」を除き、「別経営の企業から派遣されている人」を含めた人数の計。
- ② **主たる業務の事業従事者数(映像情報制作・配給業務、音声情報制作業務又は映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務)**は、当該業務に従事する下記のような事業従事者数をいう。

〈映像情報制作・配給業〉

- ア「**管理・営業部門**」:一般に総務、人事、経理、営業などの業務に従事する人。
- イ「**企画部門**」:映像情報(映画、テレビ番組(コマーシャルを含む。)、ビデオなど)の企画業務に従事する人。

ウ「制作部門」:映像情報の制作技術業務に従事する人。

エ「配給部門」:映像情報の配給業務に従事する人。

オ「宣伝部門」:映像情報の広報・宣伝業務に従事する人。

カ「その他」:上記以外の業務に従事する人。

〈音声情報制作業〉

ア「管理・営業部門」:一般に総務、人事、経理、営業などの業務に従事する人。

イ「企画・制作部門」:レコード・ラジオ番組、映像作品等の音声情報の企画・制作業務に従事する人。

ウ「宣伝部門」:レコードやラジオ番組の広報・宣伝業務に従事する人。

エ「その他」:上記以外の業務に従事する人。

〈映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業〉

ア「管理・営業部門」:一般に総務、人事、経理、営業などの業務に従事する人。

イ「編集部門」:ニュースの取材、入力、校正などニュースを作成する業務に従事する人。

ウ「技術部門」:情報システムに関する業務や、スタジオでの各種機材の操作に従事する人。

エ「制作部門」:映像・音声・文字情報制作に関わる制作業務に従事する人。

オ「その他」:上記以外の業務に従事する人。

- (7) **年間売上高**は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に得た企業全体の売上高及び業務別(「映像情報制作・配給業務」又は「音声情報制作業務」又は「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務」)の売上高で、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めた金額。したがって、当該年間売上高には、営業として行っていない資産運用や資産売却による収入は含まない。

- (8) **業務、収入種類別**の区分は、以下のとおり。

〈映像情報制作・配給業〉

映像情報制作・配給業務による国内・国外別の収入。区分は以下のとおり。

・映画制作・配給業務

- ①「**映画の制作・配給収入**」とは、映画の制作(受託を除く。)又は配給によって得られた収入。
- ②「**ビデオ(DVDを含む。)版權収入**」とは、映画作品(自社に著作権のあるもの。以下同じ)をビデオ化(複製し頒布)する権利を、他社に販売(許諾)することにより得られた収入。
- ③「**テレビ放映権収入**」とは、映画作品を他社がテレビで放映使用することを許諾して得られた収入。
- ④「**商品化権収入**」とは、映画作品のキャラクター使用、映画音楽(サントラ盤)、書籍の出版などを許諾することにより得られた収入。
- ⑤「**リメイク権収入**」とは、映画作品のリメイクを許諾することにより得られた収入。
- ⑥「**受託制作収入**」とは、他企業からの委託を受けた映画制作・技術業務により得られた収入。
- ⑦「**テレビ映画制作収入**」とは、テレビ用映画の制作業務により得られた収入。
- ⑧「**その他**」とは、上記以外の映画制作・配給業務による収入。広報映像(映画館でのCM)、広報映画、産業映画制作による収入も含む。

・テレビ番組制作・配給業務

- ⑨「**テレビ番組制作・配給収入**」とは、テレビ番組(テレビコマーシャルを含む。)の制作(受託を除く。)又は配給によって得られた収入。
- ⑩「**ビデオ(DVDを含む。)版權収入**」とはテレビ番組作品(自社に著作権のあるもの。)をビデオ化(複製し頒布)する権利を、他社に販売(許諾)することにより得られた収入。
- ⑪「**受託制作収入**」とは、他企業からの委託を受けたテレビ番組(テレビコマーシャルを含む。)制作・技術業務により得られた収入。

⑫「その他」とは、上記以外のテレビ番組制作・配給業務による収入。

・ビデオ(DVD)制作・発売業務

⑬「ビデオ(DVDを含む。)制作・発売収入」とは、ビデオ(DVD・BDを含む。以下同じ)用オリジナル作品の制作又は発売業務及び映画作品やテレビ番組が元となっているビデオの発売業務により得られた収入。

⑭「ビデオ(DVDを含む。)版權収入」とは、ビデオ用オリジナル作品(自社に著作権のあるもの。)をビデオ化(複製し頒布)する権利を他社に販売(許諾)することにより得られた収入。

⑮「その他」とは、上記以外のビデオ制作・発売業務により得られた収入。PRビデオ、パチンコなどの映像、結婚式(挙式・披露宴等)ビデオ、博物館、インターネットでの上映作品など、映画館での上映又はテレビでの放映を行わない映像作品の制作・技術による収入額も含む。

・ うち、アニメーション作品による収入とは、映像情報制作・配給業務による収入のうち、アニメーション作品によって得られた収入。

・ うち、インターネット配信に係るロイヤリティー収入とは、自社作品をインターネットで配信する権利の使用許諾を、コンテンツ配信業者へ与えることにより得られた収入。

〈音声情報制作業〉

・音楽ソフト制作業務(レコード制作会社・音楽出版会社)

①「レコード販売収入」とは、CD、レコードを販売(インターネット、携帯電話への配信によるものを含む。)して得た収入。

・「うち洋楽」とは、洋楽のCD、レコードを販売して得た収入。

※「洋楽」とは、国内でプレスされた海外アーティスト作品や輸入盤など、原盤を海外法人が制作した楽曲全てをいう。以下同じ。

・ レコード販売収入の販売枚数規模別とは、「レコード販売収入」を販売枚数別に区分したもの。

・ レコード販売収入に占める音楽配信収入とは、「レコード販売収入」のうちインターネットを通じて楽曲を配信することにより得られた収入。

②「著作権使用料収入」とは、著作者(作詞家・作曲家)等と楽曲ごとに著作権の管理に関する契約を結び、契約した楽曲について著作権管理事業者から受け取った収入。なお、共同出版の場合は、他社への分配を除いている。

・「うち洋楽」とは、著作権使用料収入のうち、外国の音楽出版社と契約を結び、契約した楽曲に係る著作権管理事業者から受け取った収入。

③「著作隣接権収入」とは、原盤使用料、放送二次使用料・複製使用料、貸与使用料、私的録音・録画補償金等から得る収入。音楽配信(インターネットを通じて楽曲を配信するもの。)を営む企業に原盤を提供した場合の収入も含む。

・「うち洋楽」とは、著作隣接権収入のうち、洋楽による収入。

・ 著作権使用料収入及び著作隣接権収入に占める音楽配信収入とは、「著作権使用料収入」及び「著作隣接権収入」のうちインターネットを通じて楽曲を配信することにより得られた収入。

④「その他」とは、テレビ等映像作品のBGMやゲームミュージックなど、上記以外の音楽ソフト制作業務から得る収入。

・ラジオ番組制作業務

⑤「ラジオ番組制作収入」とは、ラジオ番組を制作して得た収入。

⑥「タイム・スポット制作収入」とは、タイム・スポットを制作して得た収入。

⑦「受託制作収入」とは、他企業から委託を受けたラジオ番組(タイム・スポットを含む。)制作業務による収入。

⑧「その他」とは、上記以外のラジオ番組制作で得た収入。

〈映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業〉

・ニュース供給業務

①「**ニュース供給業務**」とは、新聞、定期刊行物、テレビ、ラジオ等にニュースを供給する業務の年間売上高。収入区分は以下のとおり。

ア「**配信収入**」とは、新聞、定期刊行物、テレビ、ラジオ等にニュースを配信する業務による収入。配信先区分は以下のとおり。

・「**新聞・テレビ・ラジオ向け**」とは、新聞、テレビ、ラジオ等にニュースを配信する業務による収入。

・「**通信社向け**」とは、他通信社等にニュースを配信する業務による収入。

・「**官公庁向け**」とは、中央官庁、地方自治体等にニュースを配信する業務による収入。

・「**金融・証券向け**」とは、金融会社、証券会社等にニュースを配信する業務による収入。

・「**その他**」とは、上記以外にニュースを配信する業務による収入。

イ「**著作権収入**」とは、新聞、定期刊行物、テレビ、ラジオ等にニュースを配信する際に得る著作権収入。

ウ「**広告収入**」とは、新聞、定期刊行物、テレビ、ラジオ等にニュースを配信する際の広告料収入(広告会社に対する正規の手数料を控除した額。)。

エ「**その他**」とは、上記以外のニュース供給業務による収入。

・**その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務**

②「**貸スタジオ業務**」とは、時間などで貸すことを目的とした、映像撮影や音楽録音などを行うことが可能なスタジオの運営業務の年間売上高。

③「**音楽スタジオ業務**」とは、映画音楽、テレビ番組の音楽録音などの音楽を録音するためのスタジオ運営業務の年間売上高。

④「**撮影スタジオ業務**」とは、映画スタジオ、テレビスタジオ、グラフィック撮影用スタジオなどのスタジオ運営業務の年間売上高。

⑤「**ポストプロダクション業務**」とは、収録素材を編集・合成・MA(マルチメディアオーディオ)処理する業務の年間売上高。

⑥「**その他**」とは、編集プロダクション等の上記以外の業務の年間売上高。

(9) 各業種における制作本数、音源数、保有スタジオ数等は以下のとおり。

〈**映像情報制作・配給業**〉

①「**映画制作本数、配給本数(作品数)**」とは、過去1年間(平成31年1月1日から令和元年12月31日まで)において制作が完了した又は配給した映画本数。作品区分は以下のとおり。

ア「**劇場用映画**」とは、劇場用の劇映画(実写版)、アニメーション映画。

・「**出資制作**」とは、自己資金(借入金を含む。)により制作した劇場用映画。

・「**共同出資制作**」とは、共同出資により制作した劇場用映画。

・「**受託制作**」とは、受託制作により制作した劇場用映画。

イ「**教育映画**」とは、学校教育、社会教育、幼児教育など教材向けに制作した映画。

ウ「**記録映画**」とは、ドキュメンタリー、科学、文化などの記録映画。

エ「**その他**」とは、上記以外の映画。

②「**テレビ番組制作本数、配給本数(タイトル数)**」とは、過去1年間(平成31年1月1日から令和元年12月31日まで)において制作が完了した又は配給したテレビ作品本数。連続ドラマ、シリーズドラマなど同タイトルの番組は1本(1作品)として数える。ただし、コマーシャルは含めない。作品区分は以下のとおり。

ア「**ドラマ**」とは、テレビ放送(ケーブルテレビ、衛星放送を含む。)での放送を目的に制作されたドラマ番組。

イ「**アニメーション**」とは、テレビ放送(ケーブルテレビ、衛星放送を含む。)での放送を目的に制作されたアニメーション番組。

ウ「**ドキュメンタリー**」とは、テレビ放送(ケーブルテレビ、衛星放送を含む。)での放送を目的に制作されたドキュメン

タリー番組。

エ **「芸能・趣味・教養」**とは、テレビ放送(ケーブルテレビ、衛星放送を含む。)での放送を目的に制作された芸能・趣味・教養番組。

オ **「音楽」**とは、テレビ放送(ケーブルテレビ、衛星放送を含む。)での放送を目的に制作された音楽番組。

カ **「スポーツ」**とは、テレビ放送(ケーブルテレビ、衛星放送を含む。)での放送を目的に制作されたスポーツ番組。

キ **「その他」**とは、テレビ放送(ケーブルテレビ、衛星放送を含む。)での放送を目的に制作された上記以外のその他番組。

- ③ **「ビデオ制作本数(作品数)及び発売(プリント)本数」**とは、過去1年間(平成31年1月1日から令和元年12月31日まで)において制作が完了したビデオ作品本数(連続ドラマ、シリーズドラマなど同タイトルの番組は1本(1作品)として数える。)及びレンタル又はセルビデオの発売用にプリント(「複製」をいう。以下同じ。)したカセット及びDVD・BDの総本数(返品を差し引いた本数)。ただし、「ビデオ(DVDを含む。)の制作本数(作品数)及び発売(プリント)本数」には、企業のPRビデオ、音楽アーティストなどのプロモーションビデオ、結婚式(挙式・披露宴等)ビデオは含めない。区分は以下のとおり。

ア **「劇場映画(邦画・洋画)」**とは、劇場用の邦画・洋画(劇映画又はアニメーション映画)。

イ **「テレビ番組」**とは、テレビ放送局の放送を目的に制作されたドラマ番組、アニメーション番組など。

ウ **「オリジナルビデオ作品」**とは、オリジナルビデオとして制作した映画・ドラマ、音楽・BGV(バックグラウンドビデオ)・カラオケ、芸能・趣味・教養、教育(学校教育、社会教育、幼児教育など)、スポーツ、アニメーションなど。

〈音声情報制作業〉

- ① **保有する総音源数**とは、令和元年12月31日現在で保有している音源の総数。形態は問わず、著作権を持っていれば過去のものも含む。
- ② **制作したラジオ番組の年間総時間**とは、制作したラジオ番組のジャンル別の年間総時間数。区分については以下のとおり。

ア **「報道」**とは、報道を目的として行う放送番組。

イ **「教育」**とは、学校教育又は社会教育のための放送番組。

ウ **「教養」**とは、教育番組以外の放送番組であって、国民の一般的教養の向上を直接の目的とする放送番組。

エ **「娯楽」**とは、娯楽を目的として行う放送番組。

オ **「広告」**とは、タイム・スポットなどの広告放送。

カ **「その他」**とは、上記以外の放送や放送番組。

〈映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業〉

貸スタジオ業務における保有スタジオ数、貸出し時間とは、「貸スタジオ業務」を行っている企業において令和元年12月31日現在で保有しているスタジオ数及び平成31年1月1日から令和元年12月31までの1年間の貸出し時間数。用途先区分は以下のとおり。

ア **「撮影スタジオ業務向け」**とは、映画スタジオ、テレビスタジオ、グラフィック撮影用スタジオ等主に映像を撮影するためのスタジオ。

イ **「音楽スタジオ業務向け」**とは、映画音楽、テレビ番組の音楽録音等主に音楽を録音、演奏するためのスタジオ。

ウ **「その他」**とは、上記以外のスタジオ。

- (10) **年間営業用固定資産取得額**は、企業において平成31年1月1日から令和元年12月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に取得した有形固定資産(「機械・設備・装置」、「土地」、「建物・その他の有形固定資産」)及び無形固定資産の額(消費税額を含む。)

- ① **「機械・設備・装置」**は、耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の情報通信機器、工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入費用。

②「**土地**」は、土地の購入費用及び既存の土地整備に要した費用。

③「**建物・その他の有形固定資産**」は、建物の購入費用、改築・改装費用、給・排水及びガス設備、冷暖房設備などの建物付属設備の購入費用及びその他取得した有形固定資産などの購入費用。

④「**無形固定資産**」は、借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用。